

寄付金等取扱規程

平成28年 3月 8日 制定

平成31年 3月 1日 一部改正

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人東京生薬協会(以下「当法人」という。)が受領する寄附金に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 一般寄附金：当法人の会員又は当法人の会員を含む広く一般社会に常時募金活動を行うことにより受領する寄附金

(2) 特定寄附金：当法人の会員又は当法人の会員を含む広く一般社会に、使途を特定して一定期間募金活動を行うことにより受領する寄附金

(3) 特別寄附金：前各号のほか、個人又は団体から受領する寄附金

2 この規程における寄附金には、金銭のほか金銭以外の財産権を含むものとする。

(一般寄附金の募集)

第3条 当法人は常時一般寄附金を募ることができる。

2 一般寄附金は、寄附金総額の25%以上を公益目的事業に使用することとして募集しなければならない。

(特定寄附金の募集)

第4条 特定寄附金を募集するときは、募集総額、募集期間、募集対象、募集理由、次項に規定する資金使途及びその他必要な事項を説明した書面(以下「募金目論見書」という)を理事会に提出し、承認を求めなければならない。

2 特定寄附金は適正な募集経費を控除した残額の総額を、公益目的事業の全部又は一部に使用することとして資金使途を定めなければならない。この場合、適正な募集経費は募集総額の30%以下でなければならない。

(募金目論見書の交付等)

第5条 特定寄附金を募集するときは、募金目論見書を募金の対象者に事前に交付しなければならない。

2 前項にかかわらず、ホームページにおいて募金目論見書を公開し、これに賛同して寄附した者へは事後に交付することができる。

(受領書等の送付)

第6条 一般寄附金又は特定寄附金を受領したときは、遅滞なく礼状、受領書及び第4条第1項による募金目論見書を寄附者に送付するものとする。

2 前項の受領書には、当法人の公益目的事業に関連する寄附金である旨、寄附金額及びその受領年月日を記載するものとする。

(募金に係る結果の報告)

第7条 当法人は、特定寄附金の募集期間終了後速やかに寄附金総額、使途予定その他必

要な事項を記載する報告書を寄附者に交付するものとする。ただし、ホームページ上の公開に代えることができる。

2 当法人は、特定寄附金の支出が完了したときは、当該寄附金の収支に係る収支決算書及び当該支出による効果などを記載した報告書を寄附者に交付するものとする。ただし、ホームページ上の公開に代えることができる。

(特別寄附金)

第8条 当法人は個人又は団体より特別寄附金を受領することができる。

2 前項の寄附金について寄附者から資金使途及び寄附金の管理運用方法について条件が付されているときは、その受領につき理事会の承認を求めなければならない。

3 寄附金が下記各号に該当する場合若しくはそのおそれがある場合には、当該寄附金を辞退しなければならない。

(1) 国、地方公共団体、公益法人及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に規定する者以外の個人又は団体はその寄附により、特別の利益を受ける場合

(2) 寄附者とその寄附をしたことにより、税の不当な軽減をきたす結果となる場合

(3) 寄附金の受け入れに起因して、当法人が著しく資金負担が生ずる場合

(4) 前3号に掲げる場合のほか、当法人の業務の遂行上支障があると認められるもの及び当法人が受け入れるには社会通念上不相当と認められる場合

(情報公開)

第9条 当法人が受領する寄附金については、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第22条第5項各号に定める事項について、事務所への備置き及び閲覧等の措置を講じるものとする。

(個人情報保護)

第10条 寄附者に関する個人情報については、別に定める個人情報保護規程に基づき、細心の注意を払って情報管理に務めるものとする。

(改 廃)

第11条 この規程の改廃は、理事会の議決を経て行う。

附 則

1 この規程の施行に関し、必要な事項は別に定める。

2 この規程は、平成28年3月9日から施行する。

3 この規程の変更は、平成31年3月1日から施行する。

一般寄附金の募集に係る寄附申込書

公益社団法人 東京生薬協会
会長 藤井隆太様

金額 金 _____ 円

上記の金額の寄附を申し込みます。

平成 年 月 日

御法人名 (個人様の場合は、ご記入は不要です。)

(ふりがな)
御芳名 (法人様の場合は、代表者の役職・御芳名をご記入下さい。)

御住所
〒

お振込予定日 平成 年 月 日

お振込み先

金融機関名	口座番号	口座名
三井住友銀行東大和支店	普通 4121942	公益社団法人東京生薬協会

(注記)上記の寄附金総額の50%以上を公益目的事業に使用します。
(寄附金等取扱規程第3条第2項)

(申込書は ご郵送 または Fax 頂きたくお願い申し上げます。

Fax 042-346-2686)

以下は、公益社団法人東京生薬協会寄附担当事務局が記入します。

会長	専務理事	事務局長	受付	経過・対応
受領日付 平成 年 月 日 (領収書 No.)				

特定寄附金の募集に係る寄附申込書

公益社団法人 東京生薬協会
会長 藤井隆太様

金額 金 _____ 円

上記の金額の寄附を「寄附趣意書No. _____」に基づき申し込みます。

平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日

御法人名 (個人様の場合は、ご記入は不要です。)

(ふりがな)
御芳名 (法人様の場合は、代表者の役職・御芳名をご記入下さい。)

御住所
〒 _____

お振込予定日 平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日

お振込み先

金融機関名	口座番号	口座名
三井住友銀行東大和支店	普通 4121942	公益社団法人東京生薬協会

(注記) 上記の寄附金、適正な募集経費を控除した残額の総額を、公益目的事業の全部又は一部に使用します。この場合、適正な募集経費は募集総額の30%以下とします。(寄附金等取扱規程第4条第2項)

(申込書は ご郵送 または Fax 頂きたくお願い申し上げます。

Fax 042-346-2686)

~~~~~  
以下は、公益社団法人東京生薬協会寄附担当事務局が記入します。

| 会長                                                 | 専務理事 | 事務局長 | 受付 | 経過・対応 |
|----------------------------------------------------|------|------|----|-------|
|                                                    |      |      |    |       |
| 受領日付 平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日<br>(領収書 No. _____) |      |      |    |       |

# 公益法人寄付金優遇制度；公益法人へ寄附した場合の税控除について

## 個人寄附の場合(所得控除又は税額控除)

その年の、対象団体に対して行った寄附合計額のうち 2,000 円を超える金額につき適用されます。

### 《「所得控除」適用の場合》

寄附金額 - 2,000 円 = 所得控除額

↑

総所得金額等の 40%相当額が限度

事 例:

年中の総所得金額が 600 万円、寄附金の合計額が 20 万円の場合、20 万円 - 2,000 円 = 19 万 8,000 円が、総所得金額より控除できます。(控除額 19 万 8,000 円は、総所得金額 600 万円 × 40% = 240 万円の限度内となりますので、19 万 8,000 円全額が総所得金額からの控除対象となります。)

## 法人寄附の場合

通常的一般寄附金の損金算入限度額と別枠で、損金算入が認められます。

事 例:

資本金が1億円、年中の所得金額が 1,000 万円の場合

(A)一般損金算入限度額=

$$\{(100,000,000 \text{ 円} \times 2.5 / 1000) + (10,000,000 \text{ 円} \times 2.5 / 100)\} \times 0.25 = 125,000 \text{ 円}$$

(B)別枠の損金算入限度額=

$$(100,000,000 \text{ 円} \times 3.75 / 1000 + 10,000,000 \text{ 円} \times 6.25 / 100) \times 0.5 = 500,000 \text{ 円}$$

したがって、(A)(B)の合計金額((A) + (B) = 625,000 円)の損金算入が認められます。